

## 社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日 平成26年11月7日(金)  
 2.法人名称及び住所 社会福祉法人さとに会  
 鳥取市里仁27  
 3.実地・書面の別 実地検査  
 4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課  
 5.文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
I-1 定款変更等の状況	平成25年4月から社会福祉法の改正により、貴法人の所轄庁が鳥取県から鳥取市に変更となったが、このことに関する定款変更がなされていないので、変更手続きを行うこと。	
III-2 資産管理の状況	法人登記の資産総額の変更登記が平成26年9月3日登記となっていた。組合等登記令第3条第3項に基づき、資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2か月以内に行うこと。	
III-3 会計管理の状況	さとに保育園の小口現金出納帳に現金出納帳に記載すべき費目が記入されている。 小口現金出納帳は、日々の常用雑費の支払いのために使用するものであり、一方、現金出納帳は、法人が収受した金銭(利用者から徴収した利用料等)を金融機関に預け入れるまでの間、保管するためのものである。 小口現金出納帳と現金出納帳を分けて作成すること。(貴法人経理規程第11条第2項) また、小口現金の限度額5万円を超えた事務処理がされているので、適切に管理、支出すること。	
III-3 会計管理の状況	さとに保育園の延長保育利用料金の金融機関への入金1か月まとめで入金されている。貴法人経理規定23条では、1週間以内に入金することとなっているので、改善されたい。	